

(抜粋)

平成29年3月24日

検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方
原子力災害対策本部

I 趣旨

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に対応して、同年3月17日に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく放射性物質の暫定規制値が設定され、4月4日付けで「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を取りまとめた。

その後、検査結果、低減対策等の知見の集積、対策の重点となる核種の放射性ヨウ素から放射性セシウムへの移行、国民の食品摂取の実態等を踏まえた対象食品の充実、平成24年4月1日の基準値の施行等を踏まえて、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除の考え方について必要な見直しを行ってきた。

平成28年度には、原発事故から5年以上が経過し、放射性物質濃度が全体として低下傾向にあり、基準値を超える品目も限定的となっていること等を踏まえ、検査対象自治体の見直しなどより合理的かつ効率的な検査のあり方について、消費者を含む関係者の意向を把握した上で検討を行った。

今般、これらの検討結果に基づき、栽培/飼養管理が可能な品目群を中心に検査を合理化及び効率化するとともに、これまでの検査結果が集積されたこと等を踏まえ、検査対象自治体、検査対象品目、出荷制限等の解除の考え方等について必要な見直しを行った。

運用に当たっては、これまでに得られている知見(これまでの検査結果に加え、放射性物質の降下・付着、水・農地土壌・大気からの移行、栽培/飼養管理による影響等)を踏まえて対応する。また、国内外の消費者を含む関係者への検査結果の情報提供等も重要となる。

今後、モニタリングデータの濃度の推移、新たな科学的知見の集積、出荷制限等の解除事例の状況等を見極めつつ、検査等の合理的かつ効果的な実施のため、引き続き関係省庁において検討することとする。

平成26年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。

平成28年3月25日一部改正

平成27年4月以降の検査結果の集積を踏まえた検査対象品目及び検査対象自治体の見直し。関係者の意向を十分に踏まえて、新たな検査体制とその導入時期の検討等を追記。

II 地方自治体の検査計画

1 基本的考え方

地方自治体において実施する食品の放射性物質の検査計画の策定に関する基本的事項を定める。

2 検査対象自治体

これまでの検査結果を踏まえ、栽培/飼養管理が困難な品目群と可能な品目群では、放射性物質の検出状況等が大きく異なることに鑑み、検査対象自治体をそれぞれ分けた上で、検査対象品目毎に定める。

栽培/飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を、検査対象品目毎に別表(1)のとおり定める。

原木さの類は、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を、別表(1)のとおり定める。

栽培/飼養管理が可能な品目群(原木さの類を除く。)は、直近3年間の検査結果に基づき、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体を、検査対象品目毎に別表(2)のとおり定める。

そのほか、放射性物質の検出状況等を踏まえ、検査対象自治体を別途指示する。

また、いずれかの別表に掲げる自治体においては、別表(1)又は(2)において検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて検査を実施する。

別表

【検査対象自治体及び検査対象品目】

別表(1) 栽培/飼養管理が困難な品目群及び栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きの二類

【検査対象自治体】
栽培/飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。
栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きの二類は、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目】
直近1年間(平成28年4月1日から平成29年2月28日まで、以下同じ。)の検査結果等に基づき、各自治体における検査対象として指定されている品目。凡例は以下のとおり。
◎：基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。
○：基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
□：対象品目の管理の困難性(野生のきのこ類・山菜類等)、移動性(野生鳥獣の肉類)、出荷制限の設定状況(海産魚種)を考慮し検査が必要なもの。
△：生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。
△：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

【検査対象品目及びその対象自治体】
本文Ⅱ3(1)①アの野生のきのこ類・山菜類等
本文Ⅱ3(2)①アの野生のきのこ類・山菜類等
本文Ⅱ3(1)①イの野生鳥獣の肉類
本文Ⅱ3(2)①イのほちみつ
本文Ⅱ3(5)アの海産魚種
本文Ⅱ3(5)イの内水面魚種

検査対象自治体	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
①栽培/飼養管理が困難な品目群																
【検査対象品目及びその対象自治体】																
本文Ⅱ3(1)①アの野生のきのこ類・山菜類等	□	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
本文Ⅱ3(2)①アの野生のきのこ類・山菜類等	□	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
本文Ⅱ3(1)①イの野生鳥獣の肉類	□	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
本文Ⅱ3(2)①イのほちみつ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本文Ⅱ3(5)アの海産魚種	-	□	□	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
本文Ⅱ3(5)イの内水面魚種	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
②栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きの二類																
【検査対象品目及びその対象自治体】																
本文Ⅱ3(2)イ及びⅡ3(4)の原木きの二類	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

(注：該当なし)

別表(2) 栽培/飼養管理が可能な品目群 (原木きの二類は除く。)

【検査対象自治体】
直近3年間の検査結果等に基づき、基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目】
直近1年間の検査結果等に基づき、各自治体における検査対象として指定されている品目。凡例は以下のとおり。
○：基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)
■：別添1において検査対象となっているもの
(一)：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

検査対象自治体	岩手県	宮城県	福島県	栃木県
検査対象品目及びその対象自治体				
本文Ⅱ3(2)②アの野菜類	-	-	○	-
本文Ⅱ3(2)②イの果実類	-	-	○	-
本文Ⅱ3(2)②ウの豆類	-	-	○	-
本文Ⅱ3(2)②エの肉類	-	○	○	-
別添5の米	-	-	■	-
別添6の大豆	-	-	-	-
別添6のそば	■	-	-	-

※本文Ⅱ3(3)の乳及び牛肉の検査は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県及び群馬県において実施する。

(注1)表中◎又は○の自治体であっても、別添で検査点数を定めている場合は、別添の検査点数を優先する。
(注2)表中□及び△の自治体は、◎又は○の自治体の検査点数に準じて検査を実施する。
なお、本文Ⅱ3(5)アの海産魚種に係る岩手県の検査は、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。
(注3)本文Ⅱ3(6)から(8)までの品目の検査は、別表(1)又は(2)に掲げる自治体において必要に応じて実施する。
なお、本文Ⅱ3(7)に該当する水産物の各自治体における検査は、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。

対象自治体及び検査対象品目

検査対象自治体	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
検査対象品目																
(1)アのきのこ・山菜類等	□	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(1)イの野生鳥獣の肉類	□	◎	□	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(1)ウの雑穀のそば		◎		□												
(2)アの野菜類						○										
(2)イの果実類						○										
(2)ウのきのこ・山菜類等	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)エの穀類の米						○										
(2)オの豆類の大豆						○										
(2)カはちみつ						○										
(3)ア乳		□		□		□		□								
(3)イ牛肉		□		□		□		□								
(4)ア海産魚種		□		□		◎										
(4)イ内水面魚種		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎		◎
(6)ア採取量上位品目																
(6)イ主要産品																
(6)出荷制限解除品目																
(7)市場流通品																
(8)乾燥して食用に供されるもの等の加工品																
(9)生産管理の不備が原因で基準値の1/2を超過したと考えられる品目																
(10)事故発初めて出荷するもので、当該地域の検査実績が低い品目																

(注1)平成27年4月1日から平成28年2月29日までの検査結果に基づき分類。

- ・基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの(凡例 ◎)
 - ・基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)(凡例 ○)
 - ・Ⅱ3(3)及び別添において検査対象となっているもの並びに対象品目の移動性又は管理の困難性を考慮し検査が必要なもの。水産物においては、出荷制限の設定状況を考慮し検査が必要なもの。(凡例 □)
- (注2)表中◎または○の自治体であっても、別添で検査点数を定めている場合は、別添を優先する。
(注3)表中□の自治体のうち、別添で検査点数を定めていない場合(水産物を除く。)(凡例 ○)は、○の自治体の検査点数に準じて検査を実施する。

各自治体において計画的に実施。